

【コラム】今月の豆知識👁

～今月の豆知識👁～ # 3 削減量口座簿について（指定管理口座と一般管理口座の違い）

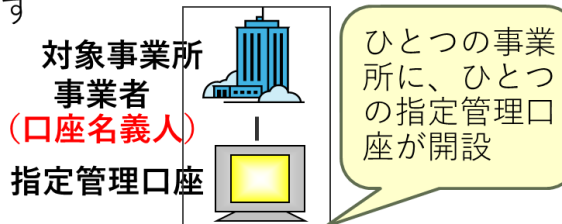
・削減量口座簿とは、口座の情報や、排出量取引の内容、クレジットの状況等を、記録・管理する電子システム(総量削減義務と排出量取引システム)のことです。

・削減量口座簿には、知事の管理口座、指定管理口座、及び、一般管理口座があり、事業者の皆様にお使いいただくのは「指定管理口座」と「一般管理口座」の2種類です。

・指定管理口座と一般管理口座には以下のような特徴がございます。

【指定管理口座】

- 事業所単位で開設
- 指定地球温暖化対策事業所に指定された時点で、自動開設済（開設申請不要）
- **削減義務の履行状況を管理**
- 指定管理口座に記録される数値は、対象事業所の排出状況を示す



【一般管理口座】

- 法人単位で開設
- 申請に基づき開設
- **クレジットを売却、購入する際（排出量取引）に必要**



【参考情報】

総量削減義務と排出量取引システム（ログインページ）

<https://www9.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/CapAndTrade/tradingaccount/auth/TpPage>

コラムのバックナンバー

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/trade/200200a20230329192547093.html

制度について御不明な点等ございましたら、下記のお問合せ先（相談窓口）まで御連絡ください。

=====

<お問合せ>

東京都環境局 総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口

メール torihiki@ml.metro.tokyo.jp

電話 03-5388-3438（直通）

=====